

ごあいさつ

今世紀は、戦争という人権侵害が繰り返された20世紀の反省を踏まえ、地球上に住むすべての人の人権が守られ、全人類の幸福が実現される時代にしたいという願いから、「人権の世紀」と呼ばれています。

人権の尊重が国際的な潮流となる中であって、日本国憲法に基づいて、人権に関する諸制度の整備や各種施策が実施されてきましたが、女性に対する暴力や子どもへの虐待をはじめ、同和問題、高齢者、障害者の人権問題が存在し、また、近年の社会情勢の変化に伴い新たな人権にかかわる問題も生じており、人権問題は多様化・複雑化してきています。

平成17年10月に制定された田辺市民憲章では、「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。」とあるように、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちを築くことを宣言しました。

そのことを踏まえ、このたび、本市におけるすべての行政分野において、総合的に人権施策を推進していくための基本方向を示す「田辺市人権施策基本方針」を策定しました。

今後は、本方針に基づき人権行政を市政の大切な柱のひとつとして位置づけ、市民の皆様と協働しながら、すべての人の人権が尊重される平和で明るい社会の創造を目指して、総合的な施策を全市挙げて推進してまいります。

結びに、この基本計画の策定にあたり、ご審議いただきました田辺市人権教育啓発推進懇話会委員の皆様並びに関係者に、厚く御礼を申し上げますとともに、本方針の実現に向けて皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2007年（平成19年）3月



田辺市長 真 砂 充 敏